

令和7年度 第1回 自主防災会長・委員長会議

日時：令和7年5月8日（木）午後7時から

会場：プラザおおるり ホール

次 第

開会

挨拶

職員の紹介

| | ページ |
|-----------------------------|-------|
| 1 自主防災組織育成対策補助金について | 5～10 |
| 2 わたしの避難計画について | 11～14 |
| 3 更新に伴う非常食等の配布について | 15 |
| 4 島田市の初期水防体制について | 16 |
| 5 島田市水防訓練の実施について | 17～18 |
| 6 大規模風水害への対応について | 19 |
| 7 風水害を想定した情報伝達訓練の実施について | 20 |
| 8 島田市総合防災訓練について | 21～23 |
| 9 役員の変更に伴う同報無線戸別受信機の引継ぎについて | 24 |
| 10 衛星携帯電話の管理について | 25～27 |
| 11 島田市地域防災リーダー養成講座について | 28～29 |
| 12 家具等転倒防止事業について | 30～31 |
| 13 島田市命を守る安全空間整備費補助金について | 32～35 |
| 14 島田市災害時協力井戸制度について | 36～37 |
| 15 島田市防災教室について | 38～39 |
| 16 市制施行20周年記念 防災講演会の開催について | 40～41 |

質疑応答

閉会

令和7年度 危機管理課事務分担表

| 所属 | 事務内容 | 職名 | 氏名 |
|--------|--|-------------|--------|
| 危機管理部 | 統括 | 部長兼危機管理監 | 鈴木 千佐加 |
| 危機管理課 | 課事業統括 | 課長 | 又平 剛 |
| 危機管理担当 | 危機管理課の総括補佐 危機管理担当総括 防災会議 国民保護協議会 災害対策本部 防災訓練（全般統括、災对本部） 職員動員訓練 地域防災計画（原子力災害対策編） 防災協定の監理（防災応援協定の締結・調整） 原子力防災（広域避難計画、避難訓練） 新型コロナウイルス、防疫対策計画、コロナ対策 自衛隊等受援対応 防災マイスター育成講座 | 課長補佐 兼係長 | 大池 信司 |
| | 国土強靱化地域計画 進捗管理 国民保護計画 地域防災計画 業務継続計画 アクションプログラム 家具転倒防止（耐震シェルターほか含む） 防災啓発事業 地域防災リーダー養成講座 原子力防災（モニタリングポスト、環安連） 出前講座 | 主事 | 杉山 耕平 |
| | 危機管理課庶務 地震・津波対策等減災交付金 財特法・地防法関係計画 防災啓発（防災フェア・講演会） 東日本大震災被災者支援 自衛官募集事務 防災教室 原子力防災（資機材管理） | 事務員 | 宮地 理子 |
| 危機対策担当 | 危機対策担当総括 デジタル式同報系防災行政無線整備 総合防災訓練・地域防災訓練 避難所運営 防災インフォメーション「まもりびとしまだ」管理 | 課長補佐 兼係長 | 上野 一紀 |
| | 自主防災組織育成・強化 避難所運営 市有建築物耐震化 要配慮者支援 総合防災訓練（自主防災参加訓練担当） 防災用資機材の整備管理（給水タンク、倉庫、ポンプ等） 地区防災マップ・わたしの避難計画作成支援 | 主事 | 廣澤 蓮 |

令和7年度 危機管理課事務分担表

| | | | |
|------|--|----|-------------------|
| | 通信機器更新・維持管理 同報無線運営・機器等維持管理 デジタル式同報系防災行政無線整備 総合防災訓練・地域防災訓練 ドローン運用、ドローン隊運営 県防災システム「FUJISAN」管理 大規模停電対策事前伐採 | 書記 | 山下 功記 |
| | 初期水防体制の維持管理（水防法） 土砂災害（特別）警戒区域の管理（土砂法） 水防訓練・土砂災害防災訓練 水防計画・避難判断マニュアル 防災備蓄品の管理更新（水、食料、簡易トイレ、車いす等） 洪水・土砂災害ハザードマップ コミュニティ防災センター維持管理 要配慮者避難確保計画の管理 流域治水・大規模減災協議会 危機管理水位計・カメラの管理 | 書記 | 原田 健二 |
| | 地区防災マップ・わたしの避難計画作成支援 | 主任 | 天野 裕継 (消防担当兼務) |
| 消防担当 | 消防担当総括 消防団事務（団運営）正副団長会議、本部会議、式典等 消防団事務（団員管理）入退団処理、公務災害 消防団事務（表彰全般） “ （総務企画部担当） “ （分団・機能別分団担当） 土地利用申請の窓口 | 係長 | 久保田 幸晴 |
| | 常備消防の施設管理、借地 常備消防の窓口 消防団員 被服等貸与 消防団施設・資機材整備管理 消防団事務（訓練指導部担当） 消防団事務（団員管理）報酬、交付金処理等 消防水利（耐震性貯水槽、消火栓整備・維持管理） | 主事 | 松野 倫紀 |
| | 消防団庶務全般 金谷出張所の用地取得 消防団家族慰安事業 団員報酬、出動手当、退職報奨金の支払い 消防団交付金事業 団本部運営 | 主任 | 天野 裕継 |

問合せ先 住所：〒427-8501 島田市中央町1番の1

電話：36-7320（危機管理担当） F A X：35-6000

36-7143（危機対策担当）

36-7212（消防担当）

令和7年度 自主防災関係年間事業予定表

| 月 | 日 | 曜日 | 内容 | 場所 | 開始時間 |
|----|----|----|-----------------------------------|-----------------|-------|
| 5 | 8 | 木 | 第1回 自主防災会長・委員長会議（全地区） | プラザおおるり 1階ホール | 19:00 |
| 6 | 1 | 日 | 水防訓練 | 大井川河川敷（南町多目的広場） | 9:00 |
| 6 | 11 | 水 | 総合防災訓練実施計画書 提出期限 | | |
| 6 | 15 | 日 | 土砂災害防災訓練 | 旧相賀小学校 | 9:00 |
| 6 | 20 | 金 | 令和7年度 自主防災組織育成対策補助金 交付申請書提出期限 | | |
| 6 | 21 | 土 | 非常食等の配布 | 旧神座小学校 | 9:00 |
| 6 | 22 | 日 | 非常食等の配布 | 抜里コミュニティ防災センター | 9:00 |
| 6 | 29 | 日 | 島田市総合防災訓練 | 市内全域 | |
| 7 | 11 | 金 | 総合防災訓練訓練報告書 提出期限 | | |
| 7 | 18 | 金 | 第2回 自主防災会長・委員長会議（全地区） | プラザおおるり 1階ホール | 19:00 |
| 7 | 25 | 金 | 令和7年度 自主防災組織育成対策補助金 交付決定通知書発送予定日 | | |
| 9 | 27 | 土 | 資機材一斉点検（島田） | 島田消防署 | |
| 9 | 28 | 日 | 資機材一斉点検（金谷） | 金谷支所隣 三代島公園 | |
| 10 | 4 | 土 | 資機材一斉点検（川根） | 野守の池 | |
| 10 | 15 | 水 | 第3回 自主防災会長・委員長会議（全地区） | プラザおおるり 1階ホール | 19:00 |
| 10 | 下旬 | | 地域防災訓練訓練計画書 提出期限 | | |
| 12 | 7 | 日 | 地域防災訓練 | 市内全域 | |
| 12 | 中旬 | | 地域防災訓練訓練報告書 提出期限 | | |
| 1 | 5 | 月 | 令和7年度 自主防災組織育成対策補助金 実績調書・請求書 提出期限 | | |
| 3 | 6 | 金 | 令和7年度 自主防災組織育成対策補助金 交付確定通知書発送予定 | | |
| 3 | 下旬 | | 令和7年度 自主防災組織育成対策補助金 補助金支出予定 | | |

令和7年度第1回自主防災会長・委員長会議 提出物期限

| 月 | 日 | 曜日 | 内容 | 備考 |
|---|----|----|---------------------------|-----------|
| 5 | 23 | 金 | 令和7年度 水防訓練出席報告兼土のう配布希望報告書 | |
| 5 | 30 | 金 | (訓練用)備蓄食料配布希望回答書 | |
| 6 | 11 | 水 | 総合防災訓練実施計画書 | |
| 6 | 20 | 金 | 自主防災組織育成対策補助金交付申請書 | |
| 6 | 20 | 金 | 戸別受信機調査票 | |
| 6 | 20 | 金 | 衛星携帯電話管理者確認書 | |
| 6 | 20 | 金 | 地域防災リーダー養成講座受講申請書 | |
| 7 | 4 | 金 | 風水害の発生を想定した情報伝達訓練実施報告書 | |
| 7 | 11 | 金 | 総合防災訓練訓練報告書 | |
| 7 | 14 | 月 | 防災講演会参加票 | |
| | | | 衛星携帯電話引継ぎ報告書 | 管理者変更時に提出 |

1 令和7年度 自主防災組織育成対策補助金について

本年度も自主防災組織を対象に、自主防災組織の防災力の向上を支援するために補助事業を実施します。令和7年度において、補助金の交付を希望する自主防災会は以下のとおり令和7年6月20日までに申請をお願いします。

1 補助対象期間等

令和7年4月1日から令和7年12月31日までに実施する補助対象経費

2 補助対象経費・補助率等

| 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|-------------|--------|-------------|
| 自主防災組織運営費 | 2分の1以内 | 200,000円 |
| 防災倉庫費 | 2分の1以内 | 300,000円 |
| 物品購入費 | 2分の1以内 | 600,000円 |
| 資機材修繕費 | 2分の1以内 | 200,000円 |
| 備蓄食料購入費 | 2分の1以内 | 150,000円 |
| 地域防災リーダー養成費 | 10分の10 | 修了者数×3,000円 |
| 避難所運営会議開催費 | 10分の10 | 世帯数×20円 |
| 連絡網等整備費 | 10分の10 | 一律2,000円 |
| 防災マップ作成費 | 10分の10 | 世帯数×100円 |

3 災害時利活用井戸整備経費

| 補助対象経費 | 補助率 | 限度額 |
|-----------|--------|---|
| 井戸掘削費 | 2分の1以内 | 井戸を掘削する深さが11m未満の場合は掘削深さ1mにつき10,000円を乗じて得た額 |
| | | 井戸を掘削する深さが11m以上の場合は、掘削深さ1mにつき15,000円を乗じて得た額(最大300,000円) |
| 井戸用ポンプ設置費 | 2分の1以内 | 井戸を掘削する深さが11m未満の場合は、100,000円 |
| | | 井戸を掘削する深さが11m以上の場合は200,000円 |

備考 掘削深さに1m未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

4 提出物(様式集P.1~3)

- (1) 自主防災組織育成対策補助金交付申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 見積書の写し等の参考資料(1品単価が5万円以上の場合)
- (5) その他市長が必要と認める書類(井戸の設置に関する承諾書等)

5 補助申請書提出期限

令和7年6月20日(金)まで

6 補助金事業の年間予定

6月20日：補助金交付申請書提出×切

7月下旬：補助金交付決定通知書発送予定

10月上旬：補助金請求方法の説明（第3回自主防災会長・委員長会議にて説明）

1月5日：補助金実績調書・請求書提出×切

3月上旬：補助金交付確定通知書発送予定

3月下旬：補助金入金予定日

7 注意事項

交付申請書を提出しなければ、補助金の交付を受けることが出来ません。令和7年度に物資の購入や修繕の予定等がある場合は、確実に申請をお願いいたします。

「避難所運営会議開催費」・「地域防災リーダー養成費」の申請もれが毎年多く見受けられます。

年度末の請求時に請求金額の根拠として、領収書の写しを提出していただきますので、領収書は確実に保管しておいてください。

領収書の宛先は「〇〇自主防災会」としてください。

【問合せ先】危機対策担当 廣澤 TEL. 36-7143

補助対象事業一覧（参考）

| 区分 | 補助対象 |
|-----------------|--|
| 自主防災組織 運営費 | ・ 自主防災組織活動保険料・ 避難所運営費分担金 ・ 研修費・ 訓練運営費 |
| 防災倉庫費 | 倉庫設置費、倉庫棚設置費、倉庫用土地の借地代 ※倉庫解体処分料は対象外 |
| 物品購入費 | ・ 全ての防災に関わる物品 ※飲食に係る経費不可（会合の弁当代等） |
| 備蓄食料購入費 | ・ アルファ化米、飲料水、ビスケットなどの備蓄食料 |
| 井戸掘削費 | 設置場所：自治会又は町内会が所有し、又は管理する 公会堂、集会場等の敷地内 揚水量：1 分間あたり 10L 以上であること |
| 井戸用ポンプ 設置費 | |
| 地域防災リーダー 養成費 | ・ 修了者数×3,000 円 |
| 避難所運営会議 開催費 | ・ 世帯数×20 円（一律） ※世帯数は別紙の組織別世帯数を参照してください。 ※避難所運営会議を開催する予定がある組織は、申請 をお願いします。 |
| 連絡網等 整備費 | ・ 2,000 円（一律） |
| 防災マップ 作成費 | ・ 世帯数×100 円 ※完成品のコピーの提出を求める場合があります。 |

※ 上記以外に補助の対象となるか不明なものに関しては、危機管理課 廣澤宛に御連絡ください。

記入例

様式第1号（第5条関係）

自主防災組織育成対策補助金交付申請書

令和7年6月20日

島田市長

自主防災会長の記名をお願いします。
ボールペンで記入してください

住所 島田市〇〇町〇〇番地
組織名 〇〇〇〇〇自主防災会
氏名 自主防災会長 〇〇〇〇

令和7年度において地域防災に係る組織強化を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

申請額は記入しないでください。

1 申請額 円

2 補助金を必要とする理由
地域防災に係る組織強化を図るため。

3 添付書類
(1)事業計画書
(2)収支予算書
(3)その他、見積書など

1品単価が5万円以上の場合は、見積書の添付をお願いします。

記入例

様式第2号（第13条関係）

事業計画書

1 事業の内容

| 実施予定時期 | 内容 | 備考 |
|---------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 2ヶ月に1度 (偶数月) 7月~12月 | 自主防災会の開催 地域防災リーダー養成講座への参加 | 6回開催 延べ50人参加 1人参加 |
| 6月 12月 | 総合防災訓練の実施 地域防災訓練の実施 | 300人参加 300人参加 |
| 毎月 | 資機材点検 | 12回開催 |
| 7、9、11月 | 避難所運営会議の開催（〇〇自主防災会と共催） | 延べ120人参加 3回開催 |
| 9、12月 7月~12月 | 連絡網等による情報伝達訓練 防災マップ作成に係る検討会 | 延べ60人参加 2回実施 全世帯 6回開催 |

※自主防災会で作成した事業計画がある場合（計画書の写しを添付）
※費用が発生しない行事についても記入してください。

自主防災会として、令和7年度の補助金事業を完了する日を記入してください

2 事業完了予定年月日

令和7年12月31日

記入例

収支予算書

会議や反省会などに関する食事代は対象外

Aは予算額の1/2(100円未満切捨)
B(灰色の枠)は予算額と同額

(○○○○○自主防災)

| 区分 | | 予算額 | 補助金申請額 | 算出基礎(計算式) | |
|-------------|---|-------------|---------|-----------|------------------|
| 組織運営経費 | A | 自主防災組織運営費 | 30,000 | 15,000 | 資料印刷 避難所運営分担金 |
| 事業に要する経費 | A | 防災倉庫費 | 4,000 | 2,000 | 倉庫借地料 2名分 |
| | A | 物品購入費 | 300,000 | 150,000 | AEDリース代 |
| | A | 資機材修繕費 | 40,000 | 20,000 | 発電機 |
| 業に要する経費 | A | 備蓄食料購入費 | 20,000 | 10,000 | アルファ化米 |
| 整備に要する経費 | A | 井戸掘削費 | 420,000 | 210,000 | 掘削深さ1m以内 |
| | A | 井戸用ポンプ設置費 | 360,000 | 180,000 | |
| その他事業に要する経費 | B | 地域防災リーダー養成費 | 3,000 | 3,000 | 1人×@3,000 |
| | B | 避難所運営費 | 41,000 | 41,000 | ○○○○○世帯×@20 |
| | B | 連絡網等整備費 | 10,000 | 10,000 | ○○○○○世帯×@100 |
| | B | 防災マップ作成費 | 30,000 | 30,000 | 300世帯×@100 |
| Aの小計 | | 1,174,000 | 557,000 | | |
| Bの小計 | | 41,000 | 41,000 | | |
| 合計 | | 1,215,000 | 598,000 | | |

避難所用文具等の購入費や分担金は「自主防災組織運営費」へ
※あくまで世帯×20円のみ計上する

防災マップの更新費用(紙・マジック代等)は「自主防災組織運営費」へ計上する。

※お願い※
1品単価が5万円以上のものは、見積書のコピーを添付してください。

2 「わたしの避難計画」について

1 「わたしの避難計画」とは？

「わたしの避難計画」とは、身の回りの災害リスクに対して「いつ」「どこに」避難するか、あらかじめ整理したものであり、目につく場所に貼っておくことで、いざというときの避難に役立つものになります。

洪水（河川氾濫）、土砂災害や地震、津波等といった複数の災害を対象とし、記載項目を避難のタイミングと避難先など必要最低限に絞ることで、住民が取り掛かりやすい内容にまとめています。

また、「わたしの避難計画」の利点として、作成が容易であるため、住民視点の意見を反映しやすく、地域に合った雛形を作成することができるという点が挙げられます。

2 スケジュール

令和5年度～令和7年度で、市内全世帯に「わたしの避難計画」を配布する予定です。

| | |
|-----------------|--|
| 令和7年度 作成予定地区 | 13 地区の一次指定避難所の自主防災会 ・ふじのくに茶の都ミュージアム（切山、猪土居、金谷富士見町） ・金谷小学校（金谷金山町、金谷新町、金谷城山、金谷坂町、金谷南町、金谷田町、金谷本町、金谷緑町、金谷古横町、金谷都町、金谷上十五軒、金谷下十五軒、金谷清水、天王・二軒家、金谷中町、金谷扇町、金谷宮崎町） ・金谷中学校（金谷栄町、金谷代官町、金谷泉町、番生寺、志戸呂上、谷北団地） ・ふじのくに国際高等学校（金谷東町、金谷根岸町、志戸呂下） ・北五和会館（北五和） ・五和小学校（横岡、竹下、牛尾） ・夢づくり会館（島） ・大代公民館（大代） ・川根小学校（北部、東部、中部、西向） ・川根文化センターチャリム21（大和田前山、越地、塩本） ・川根地域交流センター（抜里、葛籠） ・川根中学校（身成第一・二、一色・上河内、笹間渡） ・山村都市交流センターささま（笹間下、笹間中央、笹間篠上） |
|-----------------|--|

3 その他

内容の変更や要望につきましては、地区ごと市から自主防災委員長様宛に打合せ等を依頼させていただきますので、その際に伺います。

【問合せ先】危機対策担当 廣澤 TEL. 36-7143
FAX. 35-6000



地震

地震① 大地震発生時の行動を確認し、安否確認方法を記入

○向谷元町地区の地震による危険

震度6強から震度7の揺れと、液状化の可能性が想定されています。

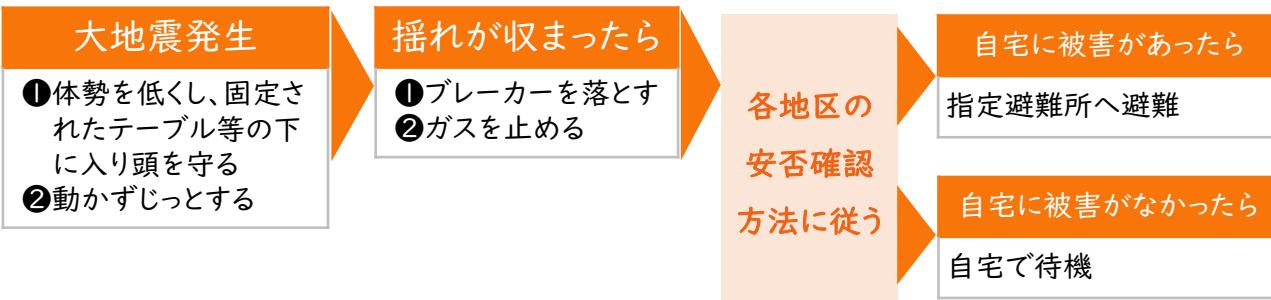
○震度と体感

| 震度5弱 | 震度5強 | 震度6弱 | 震度6強 | 震度7 |
|---------------------------|-------------------|---------------|----------------|---------------------|
| 大半の人が恐怖を覚え、物につかまらなりたいと感じる | 物につかまらなると歩くことが難しい | 立っていることが困難になる | 這わないと動くことができない | 耐震性の高い木造建物でも傾くことがある |

○液状化が発生した場合

マンホールなどの埋設物が浮き上がったり、道路に段差が発生したりする可能性があります。避難する際には足下に注意しましょう。

○大地震発生時の行動



ア 地区の安否確認方法を確認し、「わたしの避難計画」に記入しましょう

★向谷元町地区の安否確認方法

各組の集合場所 集まる

情報収集手段に関する紹介

避難情報や同報無線の放送、避難所の開設が確認できます。



避難情報やハザードマップが確認できます。



※島田市防災メールは空メールを送信して登録してください

土砂災害の危険度、河川の様子を確認できます。



島田市 島田樟誠高校避難所 (向谷元町)

わたしの避難計画 作成ガイド

<目次>

| | | |
|----|--------------------------------|----|
| | はじめに 家族で避難に時間がかかる人がいるか確認 | P1 |
| 大雨 | 大雨① ハザードマップで自宅の危険を確認し、記入 | P2 |
| | 大雨② 避難のタイミング、避難先、情報収集手段を確認し、記入 | P3 |
| 地震 | 地震① 大地震発生時の行動を確認し、安否確認方法を記入 | P4 |

<見本>

はじめに 家族で避難に時間がかかる人がいるか確認

- 家族で避難に時間がかかる人がいるかどうか確認しましょう。
- 避難に支援が必要な方は、あらかじめ支援してもらう方を決めておきましょう。

次のページに進もう→

大雨(河川氾濫・土砂災害)

大雨① ハザードマップで自宅の危険を確認し、記入

ア 自宅の位置を確認しましょう

見えにくい場合は「島田市洪水・土砂災害ハザードマップ」、もしくは国土交通省の「重ねるハザードマップ」で確認しよう。



※出典：島田市洪水・土砂災害ハザードマップ



| | | | |
|---|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 市界 指定避難所 (全ての階が使用可能) 指定避難所 (一部使用可能) | <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所 (水害時の使用は適さない) 避難地 (指定緊急避難場所) 消防署 警察署 | <ul style="list-style-type: none"> 交番 市役所 災害拠点病院・救護所 洪水時通行危険箇所 地下通路 | <ul style="list-style-type: none"> 観測地点 水位計 雨量観測所 河川カメラ |
|---|---|--|---|

イ 下記の災害リスクを確認し、「わたしの避難計画」に記入しましょう

河川氾濫による危険

- 早期の立退き避難が必要な区域
川が氾濫した場合に、家屋が流出するおそれがある区域
- 浸水想定区域 (浸水深)
川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域

| ▼ 浸水想定区域 | |
|---------------|----------------|
| 20.0m以上 | 早期の立退き避難が必要な区域 |
| 10.0m~20.0m未満 | |
| 5.0m~10.0m未満 | |
| 3.0m~5.0m未満 | |
| 0.5m~3.0m未満 | |
| 0.5m未満 | |

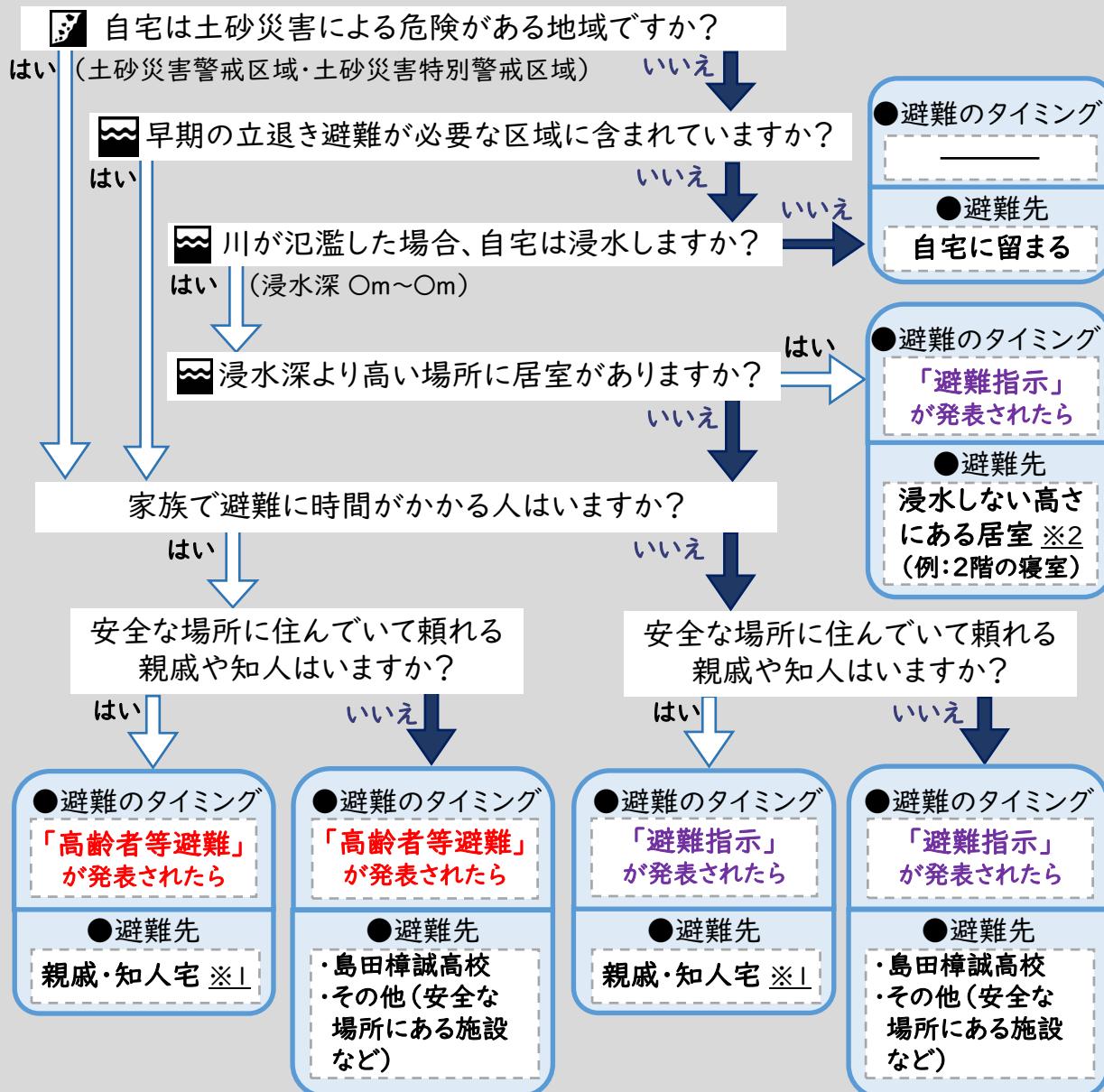
土砂災害による危険

- 土砂災害警戒区域
土砂災害のおそれのある地域
- 土砂災害特別警戒区域
土砂災害が発生した場合、建物の破壊が生じ、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれのある地域

| ▼ 土砂災害警戒区域等 | |
|-----------------|------------|
| 【かけ崩れ(急傾斜地の崩壊)】 | 土砂災害警戒区域 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域 |
| 【土石流】 | 土砂災害特別警戒区域 |
| 土砂災害特別警戒区域 | 土砂災害警戒区域 |
| 【地すべり】 | 土砂災害警戒区域 |
| 土砂災害警戒区域 | |

大雨② 避難のタイミング、避難先、情報収集手段を確認し、記入

ア 避難のタイミング・避難先を決め、「わたしの避難計画」に記入しましょう



※1 親戚・知人宅へは、可能であれば事前に避難するようにしましょう。
 ※2 水が引くまでの間の「飲み水・食料」や「簡易トイレ」などを準備しておこう。

イ 情報収集手段を決め、「わたしの避難計画」に記入しましょう

| | | |
|--|--------------------------------------|---------------------------|
| 避難情報や同報無線の放送、避難所の開設状況 ・島田市公式LINE ・島田市防災メール | 避難情報やハザードマップ ・静岡県防災アプリ ・その他アプリ | 避難情報やニュース ・テレビ ・ラジオ |
|--|--------------------------------------|---------------------------|

※市の公式LINEやEメール、県防災アプリについて、4ページに2次元コードを掲載しています。

3 更新に伴う非常食等の配付について

非常食の配付を希望する自主防災組織は、別紙回答書(様式集P. 4)に希望される備蓄食料を御記入いただき、5月30日(金)までに御提出をお願いします。

なお、非常食の配付を希望しない自主防災組織については提出の必要はありません。

1 提出物

回答書(別紙) ※御希望の場合のみ提出してください。

2 配付日時・場所

令和7年6月21日(土) 午前9時から11時まで：旧神座小学校
(島田市神座1444)

令和7年6月22日(日) 午前9時から11時まで：抜里コミュニティ防災センター
(島田市川根町抜里318-1)

※配付する日時・場所・数量は、自主防災組織ごとに異なります。

6月13日に市ホームページにて配付日時等を掲載しますので御確認ください。

検索ワード「島田市 自主防災会議」

3 配付物

| | |
|---------------------------------------|-------|
| アルファ化米(1箱50食入) 期限：令和7年12月 | 200 箱 |
| ビスケット(1箱60食入) 期限：令和7年8月 | 82 箱 |
| クリームサンドビスケット(1箱60食入) 期限：令和7年12月 | 93 箱 |
| 飲料水(1箱500ml ペットボトル24本入) 期限：令和7年11月 | 845 箱 |

4 注意事項

- ・配付できる非常食等の数には限りがあります。防災訓練で非常食の使用を計画される場合は、柔軟に対応できるように御配慮ください。
- ・希望数が配付可能な数を超過した場合には調整した数量で配付します。配付数は各自主防災会の世帯数を考慮し調整します。
- ・備蓄食料の消費期限は、総合防災訓練にて使用する分には問題ない程度の期間があります。

【問合せ先】危機対策担当 廣澤 TEL. 36-7143

4 島田市の初期水防体制について

1 異常気象時

島田市内に大雨・洪水注意報相当以上の降雨又は同注意報相当以上の降雨が予想される場合は、市独自の水防体制指標による初期水防体制をとります。

2 初期水防班（組体制：9班36組）

組体制（第1配備体制）“職員3～5人体制”

- ・島田地区担当（3人）＝指標Aで出動
- ・金谷地区担当（2人）＝指標Bで出動

班体制（第2配備体制）“職員25人体制”

- ・川根地区担当（4人）＝指標Cで出動

※ 第1配備体制は大雨・洪水注意報相当、第2配備体制は大雨・洪水警報相当としますが、班長は将来的な気象状況を判断し適切な体制を編成します。

3 体制の執務場所

| | | |
|--------|-----------------|-------------|
| 島田地区担当 | } 島田市役所3階 災害対策室 | TEL 36-7188 |
| 金谷地区担当 | | |
| 川根地区担当 | 川根支所2階 大会議室 | TEL 53-3991 |

4 第1配備体制時業務（指標A、指標B）

- (1) 関係機関への連絡
- (2) 内水の排水と外水の流入を防止するため水門操作

5 第2配備体制時業務（指標C）

- (1) 自治会長へのメール又は電話連絡と地域の情報収集
- (2) 公共土木施設及び農林業施設のパトロール

【水防体制指標】

（指標A～Cは、◎のいずれかに該当する場合）

| 指標 | 気象情報 | 体制 |
|----|---|--|
| | 異常気象情報なし | |
| A | ◎時間雨量15mm以上 ◎ " 10mm以上かつ積算雨量50mm | 島田：連絡→出動→作業→職場(自宅)待機 金谷：連絡→職場(自宅)待機 |
| B | ◎時間雨量30mm以上 ◎ " 10mm以上かつ積算雨量80mm ◎積算雨量100mm | 島田：連絡→出動→作業→災害対策室待機 金谷：連絡→出動→作業→災害対策室待機 川根：連絡→職場(自宅)待機 |
| C | ◎時間雨量40mm以上 ◎ " 15mm以上かつ積算雨量100mm | 班体制（複数班体制の場合も有り得る。） 川根：連絡→出動→川根支所待機 |
| D | ◎時間雨量20mm以上かつ積算雨量130mm | 水防本部体制相当 |
| E | 大規模災害が発生 又は 発生の恐れがある場合 | 災害対策本部体制相当 |

【問合せ先】 危機対策担当 原田 TEL. 36-7143

5 令和7年度島田市水防訓練の実施について

島田市では、河川越水による被害（水害）を未然に防止・軽減することや自主防災組織等の地域住民の水防活動に対する啓発を図ることを目的とした水防訓練を実施しています。

令和7年度は、浸水を防ぐための土のう作り等を実践しますので積極的に御参加をお願いします。

なお、訓練への参加を希望される自主防災会は、事前に出席報告をお願いします。

記

- 1 訓練日時 令和7年6月1日(日) 午前9時から午前11時まで
- 2 場 所 島田市南町地先 大井川河川敷（南町多目的広場）
- 3 参加機関 島田市消防団、島田市自主防災会、島田市 ほか
- 4 訓練内容
(予 定) ①訓練参加者による土のう準備工（土のうの作り方）
②島田市消防団による積み土のう工
③ドローン情報収集訓練 ほか
- 5 報 告 訓練への参加・訓練後の土のうの配布を希望される組織は、別紙（様式集P.5）水防訓練出席報告兼土のう配布希望報告書を御提出ください。
締 切 5月23日（金）
提 出 先 島田市 危機管理課 危機対策担当
提出方法 FAX(35-6000)又はメール(kikikanri@city.shimada.lg.jp)で御報告ください。
- 6 訓練中止 雨天実施。ただし、気象注意報、警報発令時等は中止とします。中止の決定をする場合は、当日午前7時に出席される自主防災会の代表者へ電話連絡いたします。
- 7 そ の 他 駐車場は、次頁会場図の「水防訓練参加者駐車場」になります。
なお、駐車スペースが少ないため、自主防災組織では相乗りでお越しください。
また、訓練で使用した土のうを水害時に使用する目的で備蓄される自主防災組織は、午前11時に会場へ取りに来てください。※積み込みと運搬は、自主防災組織でお願いします。

【問合せ先】危機対策担当 原田 TEL. 36-7143

令和7年度 島田市水防訓練会場地図



6 大規模風水害への対応について

1 島田市における対応

島田市では台風等により、市内において大雨が予想される場合など(P.16参照)に水防本部を下記のとおり設置し対応します。

(1) 本部配置箇所

島田・金谷地区：島田市役所3階 大会議室
川根地区：川根支所2階 大会議室

(2) 対応事項

- ・市民への広報・報道対応
- ・避難情報の発令
- ・現地避難地班員の派遣・避難所の開設指示
- ・危険箇所の警戒・監視

(3) 避難情報

| | 発表時の状況 |
|--------|--|
| 高齢者等避難 | 高齢者や要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 |
| 避難指示 | 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 この避難情報が発令された場合、避難が必要な方は必ず避難を開始しなくてはならない段階です。 |

2 地元をお願いする対応

- (1) 市から避難情報や気象情報について、注意喚起の連絡を自治会長へメール(水防メール)又は電話連絡で行いますので、地区の状況把握と情報収集の態勢をとってください。
- (2) 市からの連絡事項は、自治会長から町内会長及び各組長等を通じて、全ての地区住民まで伝達できるよう連絡網の整備をお願いします。気象状況により、自主避難を呼び掛けることがあります。
- (3) 町内会等が所管する公会堂や集会所等を、避難所として地域住民に開放をお願いします。
※避難所として開放した場合は、危機管理課(TEL. 36-7143)まで御連絡をお願いします。
※市内においても台風等の際、多くの住民が最寄りの公会堂へ避難したことがあります。
- (4) 市が指定する小学校などの避難所が開設されましたら、避難者の確認・見守りのため、町内会(自主防災組織)等から避難所に数名の参集をお願いします。避難所での滞在時間状況により判断してください。
- (5) 各家庭において日頃から食料を備蓄していただき、台風等の一時的な避難に際して御持参してください。

【問合せ先】危機対策担当 原田 TEL. 36-7143

7 風水害を想定した「情報伝達訓練」の実施について

豪雨等による浸水被害や土砂災害が各地で発生し、多数の死傷者を伴う甚大な被害が発生しております。住民の方々に、命を守るためには日頃の備えが不可欠であることを呼びかけるとともに、全国統一で行われる「土砂災害防止月間」に合わせて「情報伝達訓練」を各自治会・町内会において、実施していただきますようお願いいたします。

- 1 訓練実施期間 6月1日(日)から30日(月)まで
※ 期間中であれば、情報伝達訓練は、いつ行っていただいても構いません。

- 2 訓練実施内容

- ・ 自治会長又は自主防災会会長を起点とした情報を伝達する。
- ・ 情報伝達を行うための伝達経路（連絡網等）の作成・確認

※ 自治会長又は自主防災会会長から、自治会町内会の各戸まで情報を伝達する訓練が理想ではありますが、地域の実情等により、役員までの情報伝達や伝達経路の確認等、可能な範囲で実施してください。

- 3 情報伝達内容

(例文)・市から避難指示が発表されました。〇〇小学校避難所へ避難してください。

- ・ 市街地においても浸水が予想されます。2階の居室や堅牢な建物に避難するなど、身を守る行動をとってください。これは、情報伝達訓練です。
- ・ 山の斜面と反対側の2階の居室や堅牢な建物に避難するなど、身を守るための行動をとってください。これは、情報伝達訓練です。

- 4 訓練実施報告

訓練を実施した自主防災組織は、別紙（様式集P.6）により報告をお願いします。

提出×切 7月4日(金)
提出先 島田市 危機管理課 危機対策担当
その他 提出は、メール(kikikanri@city.shimada.lg.jp)
FAX(35-6000)

【問合せ先】危機対策担当 原田 TEL. 36-7143

8 令和7年度 島田市総合防災訓練について

これまで島田市では、国の防災週間（8月30日～9月5日）に合わせて総合防災訓練を実施してきましたが、地球温暖化に伴う高温事象の頻発や熱中症による健康被害が増加していることから、より多くの方々に御参加いただけるよう昨年度から6月の最終日曜日に実施することとしました。

今年度は、6月29日（日）午前9時に市内全域へのサイレンの吹鳴及び同報無線による放送を行い、各指定避難所に現地避難地班員（市職員）を派遣します。

1 訓練日時

令和7年6月29日（日）午前9時から正午まで

※午前9時に市内全域へのサイレン吹鳴及び同報無線による放送

2 自主防災組織主催の訓練（例）

(1) 自主防災会

- ・ 地域の危険箇所等の把握、地域の防災対策の理解及び検討
- ・ 「自主防災組織本部運営マニュアル」を活用した自主防災組織本部の開設、運営訓練
- ・ 山がけ崩れからの避難訓練（率先避難者による避難誘導を含む）と早い段階での自主避難の検討
- ・ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者名簿の作成と避難支援の検討
- ・ 被害情報の収集、市災害対策本部への報告（衛星携帯電話・防災用無線等）
- ・ 防災用資機材の点検と取扱い訓練
- ・ 避難所開設訓練
- ・ 被災後も在宅で暮らす住民の状況把握及び生活物資支援等の訓練
- ・ その他地域の特性に応じた訓練

(2) 各家庭

- ・ 「家庭内DIG」の実施、「家庭内対策チェックリスト」による家庭内対策の検証
- ・ 県防災アプリ「静岡県防災」を活用した避難経路や時間を記録できる避難トレーニング等の実施
- ・ 自宅付近の被害想定等の確認
- ・ 自宅の耐震化、ブロック塀の転倒防止、家具・家電の固定、ガラス飛散防止措置等の安全対策の確認及び実施
- ・ 水、食料（7日分程度）、生活必需品、非常用電源（乾電池等）、常備薬等の備蓄品の点検及び整備
- ・ 電話不通時の家族の安否確認方法（災害用伝言ダイヤル等）や集合場所（指定避難所等）の確認
- ・ 「市防災メール」の登録、「黄色い旗（災害時安否確認旗）」の用意等、災害時の情報収集、伝達手段の確保
- ・ 消火器、消火剤の使用期限等の確認
- ・ 山がけ崩れに備えて、最寄りの避難場所、避難ルート、海拔等の確認
- ・ 夜間の災害発生を想定した照明具、避難ルートの確認
- ・ 地域の自主防災組織が実施する防災訓練への参加

3 訓練に関する計画・報告の提出

- ◎ 令和7年度総合防災訓練 実施計画書（様式集 P. 7）
提出期限：令和7年6月11日（水）
- ◎ 令和7年度総合防災訓練 訓練報告書（様式集 P. 8）
提出期限：令和7年7月11日（金）

4 自主防災組織への協力依頼内容

- ◎ 市災害対策本部への情報伝達訓練
災害対策本部との情報伝達訓練として、訓練参加人員数を現地避難地班員（市職員）へ報告してください。（様式集 P. 9）

【 情報伝達ルート 】

自主防災会 ⇒ 避難所派遣職員 ⇒ 市災害対策本部

【問合せ先】 危機対策担当 上野・山下 TEL 3 6 - 7 1 4 3

(添付資料)

市指定避難所への現地避難地班員（市職員）の参集場所

| No. | 指 定 避 難 地 (所) 名 | 参 集 場 所 | 派遣人数 |
|-----|---------------------------------|--------------------|------|
| 1 | 島田高等学校 | 正門 | 3 |
| 2 | 島田第一小学校 | 国旗掲揚台前 | 3 |
| 3 | 島田第一中学校 | 正門（雨天の場合は体育館入口付近） | 3 |
| 4 | 島田樟誠高等学校 | 第二体育館前 | 3 |
| 5 | 旧伊太小学校 | 避難所防災倉庫前 | 3 |
| 6 | 島田第二小学校 | 来校者用玄関前 | 3 |
| 7 | 島田第三小学校 | 校舎職員用入口前 | 3 |
| 8 | 島田第二中学校 | 体育館北側入口 | 3 |
| 9 | 島田第四小学校 | 体育館入口 | 3 |
| 10 | 島田商業高等学校 | 正面玄関前 | 3 |
| 11 | 島田第五小学校 | 避難所防災倉庫前 | 3 |
| 12 | 六合中学校 | 体育館前 | 3 |
| 13 | 六合小学校 | ロクティ駐車場内（避難所防災倉庫前） | 3 |
| 14 | 六合東小学校 | 体育館入口付近 | 3 |
| 15 | 島田工業高等学校 | 避難所防災倉庫前 | 3 |
| 16 | 大津小学校 | 体育館前 | 3 |
| 17 | 旧相賀小学校 | クラブハウス入口 | 3 |
| 18 | 旧神座小学校 | 体育館入口前 | 3 |
| 19 | 旧伊久美小学校 | 避難所防災倉庫前 | 3 |
| 20 | 野外活動センター山の家 | 玄関 | 3 |
| 21 | Glamping & Port結（旧湯日小学校） | 体育館前 | 3 |
| 22 | 初倉小学校 | 体育館入口 | 3 |
| 23 | 初倉中学校 | 体育館前 | 3 |
| 24 | 初倉南小学校 | 避難所防災倉庫前 | 3 |
| 25 | 駿遠学園（北五和会館） | 北五和会館入口 | 3 |
| 26 | 五和小学校 | グラウンド昇降階段 | 3 |
| 27 | 夢づくり会館 | 南側入口 | 3 |
| 28 | 金谷中学校 | 避難所防災倉庫前 | 3 |
| 29 | ふじのくに国際高等学校（旧金谷高等学校） | 正面前 | 3 |
| 30 | 金谷小学校 | 昇降口前 | 3 |
| 31 | ふじのくに茶の都ミュージアム （旧金谷中学校グラウンド） | 旧金谷中学校グラウンド防災倉庫前 | 3 |
| 32 | 菊川の里会館（菊神農村公園） | 菊川の里会館玄関前 | 3 |
| 33 | 神谷城西公民館（菊神農村公園） | 避難所防災倉庫前 | 3 |
| 34 | 大代公民館 | 避難所防災倉庫前 | 3 |
| 35 | 川根小学校 | 昇降口 | 3 |
| 36 | 川根文化センターチャリム2 1 | 玄関前 | 3 |
| 37 | ぬくり交流センター | 交流センター入口 | 3 |
| 38 | 川根中学校（川根体育館） | 避難所防災倉庫前 | 3 |
| 39 | 山村都市交流センターささま | 事務室 | 3 |

9 役員の変更に伴う同報無線戸別受信機の引継ぎについて

島田市では、自主防災会長が同報無線による情報を確実に受けることが出来るように、会長宅に戸別受信機を設置させていただいております。

つきましては、役員の変更がある自主防災組織においては、前任の自主防災会長から戸別受信機をお受け取りいただけますようお願いいたします。

また各地区により対応が一部異なる場合がございますので、以下を御確認ください。

1 島田地区

島田地区では、自主防災会長の御自宅に戸別受信機を設置して、同報無線の放送を屋内でも聞けるようにしております。なお、自主防災会長が変更したときは、旧会長から新会長へ戸別受信機の引渡しをお願いします。

また、戸別受信機の引渡しに伴い、無線の聞こえが悪い場合は外部アンテナを設置させていただきますので、別紙調査票（様式集 P. 11）を記入し危機管理課まで御提出ください。

2 金谷地区

金谷地区では、市町合併前に戸別受信機が全戸に貸与されていますが、合併後の転入により、自主防災会長の御自宅に戸別受信機が設置されていない場合は、代替機が用意できないため、防災メールや公式 LINE にて情報を得るようお願いいたします。

また、市から貸与した戸別受信機を持っている自主防災会長が変更した場合は、新会長へ戸別受信機の引渡し又は市への返却をお願いしております。

なお、その際には、併せて別紙調査票（様式集 P. 11）を記入し、危機管理課まで御提出ください。

3 川根地区

川根地区は、孤立が想定される世帯や難聴世帯に戸別受信機が設置されています。自主防災会長の御自宅に戸別受信機が設置されていない場合は、代替機が用意できないため、防災メールや公式 LINE にて情報を得るようお願いいたします。

また、市から貸与した戸別受信機を持っている自主防災会長が変更した場合は、新会長へ戸別受信機の引渡し又は市への返却をお願いしております。

なお、その際には、併せて別紙調査票（様式集 P. 11）を記入し、危機管理課まで御提出ください。

各地区ともに戸別受信機調査票は令和 7 年 6 月 20 日(金)までに御提出ください。

【問合せ先】 危機対策担当 山下 TEL. 36-7143

10 衛星携帯電話の管理について

島田市では、災害時に孤立してしまう可能性のある集落へ衛星携帯電話を貸与しています。衛星携帯電話は停電などにより電話基地局がダウンした際の重要な連絡手段にもなりますので、台風等により災害のリスクが高まる出水期前に確実に問題なく機器の設置及び通信ができるかの確認をしてください。確認により不具合や十分な充電がされない場合は、市で交換を行いますので御連絡ください。

また、各町内における衛星携帯電話の管理者を別紙（様式集P.12）により令和7年6月20日（金）までに御報告願います。役員の交代などにより衛星携帯電話の管理者が変更される際は、その都度、別紙様式（様式集P.13）により危機管理課へ御連絡いただきますようお願いいたします。

1 衛星携帯電話の管理場所について

災害等により実際に衛星携帯電話を使用する際に、管理者が不在の場合でも使用できるよう、保管場所については、地域で管理責任者を明確にし、衛星携帯電話の所在がわかるようにしておいてください。

また、衛星携帯電話を使用するにはアンテナを正確な方向に向ける必要があります。使用する（できる）場所をあらかじめ調べておいてください。

2 バッテリーの取り扱いについて

- ・電池残量なしの状態（本体の電源が入らないほど消費している状態）で保管しないでください。
- ・コンセントに繋いだまま保管しないでください。

→バッテリーの性能や寿命を低下させる原因になります。

3 普段の管理方法

- (1) 充電を行い、電源を切ってコンセントも外した状態で保管してください。
- (2) 3か月に1度バッテリーの容量をチェックし、減っているようなら充電をしてください。

【問合せ先】危機対策担当 山下 TEL. 36-7143

1. 衛星携帯電話貸与地区一覧

| | 自主防 | 町内 | 電話番号 |
|----|-----|-----------|---------------|
| 1 | 白笹 | 大平 | 080-1572-9443 |
| 2 | | 西向 | 080-1618-0783 |
| 3 | | 大森 | 080-1569-2014 |
| 4 | | 白井 | 090-8867-1031 |
| 5 | 小川 | 小川 | 080-1555-0277 |
| 6 | | 桧峠 | 080-1572-9441 |
| 7 | 二俣 | 二俣 | 080-1572-9445 |
| 8 | 中平 | 中平 | 080-1572-9446 |
| 9 | 犬間 | 犬間 | 080-1572-9447 |
| 10 | 千葉 | 千葉 | 080-1572-9448 |
| 11 | 鍋島 | 鍋島 | 080-1618-0587 |
| 12 | 丹原 | 丹原 | 080-1572-9449 |
| 13 | 川口 | 川口（山の家） | 090-7850-3809 |
| 14 | 長島 | 長島 | 080-1572-9451 |
| 15 | 大代 | 安田 | 080-1572-9452 |
| 16 | | 粟島 | 080-1572-9453 |
| 17 | | 庄司 | 080-1572-9454 |
| 18 | 北五和 | 神尾 | 080-1572-9455 |
| 19 | | 高熊 | 080-1572-9456 |
| 20 | | 福用（北五和会館） | 080-1572-9457 |

| | 自主防 | 町内 | 電話番号 |
|----|-----------|-----|---------------|
| 21 | 大和田 前山 | 前山 | 080-1572-9450 |
| 22 | 塩本 | 塩本 | 080-1572-9460 |
| 23 | | 峰 | 080-1568-6320 |
| 24 | | 市尾 | 080-1572-9461 |
| 25 | | 雲見 | 080-1572-9462 |
| 26 | 一色 | 倉平 | 080-1572-9463 |
| 27 | | 一色 | 080-1572-9464 |
| 28 | 上河内 | 上河内 | 080-1950-5186 |
| 29 | 笹間下 | 桑の山 | 080-1572-9465 |
| 30 | | 高日向 | 080-1572-9442 |
| 31 | | 日向 | 080-1572-9466 |
| 32 | | 三並 | 080-1572-9467 |
| 33 | 笹間 | 出本 | 080-1572-9468 |
| 34 | 中央 | 石上 | 080-1572-9469 |
| 35 | 身成 第二 | 久奈平 | 080-1572-9470 |
| 36 | 笹間 篠上 | 日掛 | 080-1618-1699 |
| 37 | | 粟原 | 080-1572-9471 |
| 38 | | 二俣 | 080-1572-9472 |

令和7年度 衛星携帯電話通信訓練実施要綱

1 訓練の目的

災害時に孤立化が予想される地区に配備してある衛星携帯電話を用いた通信訓練を実施して、災害時で円滑に通信手段の確保ができるように、機器の設置から報告までを行う。

2 実施年月日及び時間

令和7年6月29日（日） 午前9時から午前10時30分まで

3 実施方法

- (1) 衛星携帯電話を所定の向きに合わせ、電波が受信できることを確認する。
- (2) 午前9時から午前10時30分までの間に衛星携帯電話を用いて、訓練を実施する。
- (3) 問題なく通話ができている場合は訓練終了。通話に問題がある（通話できない）場合は、「島田市災害対策室」へ報告する。
- (4) 訓練終了

4 報告先

0547-36-7188（島田市災害対策室）

5 通信内容

（市：島田市、衛：衛星電話管理者（訓練実施者））

衛 報告先電話番号（0547-36-7188）へ発信する。

市 こちらは、島田市災害対策室です。

衛 私は〇〇地区の〇〇です。衛星携帯電話の通信訓練を実施していますが、音声の状況はいかがでしょう。

市 問題なく聞こえています。こちらの音声はいかがでしょう。

衛 そちらの音声も問題ありません。以上で通信訓練を終了します。

市 了解しました。

11 令和7年度 島田市地域防災リーダー養成講座について

島田市では、地元地域に対して防災に関する指導や情報提供を行う人材を養成し、自主防災組織の活性化を図ることを目的に「地域防災リーダー養成講座」を開催しております。

については、各自主防災会から受講者を選出していただきたくお願い申し上げます。

なお、大雨等の気象状況により開催時期等に変更が生じる可能性があります。

1 目的

自主防災組織の災害対応力の強化及び地域の防災力向上を図ることを目的とする。

2 期間

令和7年7月から令和7年12月まで（月1～2回程度）

3 対象

自主防災組織が選出する防災リーダーとして活動していただける方

※大学生、高校生などの学生や女性など災害時に様々なステークホルダーとして活躍していただける方

4 その他

(1) 市からの費用弁償、報酬等はありません。ただし、自主防災組織育成対策補助金により修了者一人につき3,000円の補助金を所属する自主防災会へ交付します。

(2) 受講修了者は、地域防災リーダーとして、市が作成する地域防災リーダー名簿に登録されます。

(3) 県認定の地域防災指導員名簿へ個人の希望により登録することができます。

5 提出

期限：令和7年6月20日（金）

方法：以下の二次元コードまたは様式集14ページの受講申請書を提出



令和7年度島田市地域防災リーダー養成講座 日程（案）

| 日程 | 科目 | 講師 | 所要時間 | 開催日時（案） |
|--|-------------------------------|-----------------------------|------|--------------------|
| 1日目 | 開講式 | 市)危機管理課 市長同席 | 10分 | 7月17日（木） 午後7時～ |
| | プロジェクトTOUKAI-0について | 市)建築住宅課 | 50分 | |
| | 自主防災活動について | 市)危機管理課 | 50分 | |
| 2日目 | 南海トラフ地震被害想定について | 県)中部地域局 | 50分 | 8月14日（木） 午後7時～ |
| | 避難所運営について | 市)危機管理課 | 50分 | |
| 3日目 | 土砂災害について | 県)島田土木事務所 | 50分 | 10月9日（木） 午後7時～ |
| | 原子力災害について | 市)危機管理課 | 50分 | |
| 4日目 | わたしの避難計画について | 県)中部地域局 | 30分 | 10月23日（木） 午後7時～ |
| | イメージTEN | 県)中部地域局 | 90分 | |
| 5日目 | 防災資機材の取扱研修 （可搬ポンプ、ろ水機、発電機） | 事業者 | 120分 | 11月8日（土） 午前9時～ |
| 6日目 | 普通救命講習 | 市民による救急蘇 生普及島田市連絡 協議会 | 180分 | 11月29日（土） 午前9時～ |
| 7日目 | HUG（避難所運営ゲーム） | 市)危機管理課 | 120分 | 12月20日（土） 午前9時～ |
| | 閉講式 | 市)危機管理課 市長同席 | 30分 | |
| ※「普通救命救急講習」は3年以内に受講、または、防災教室（11月開催）での受講により 免除 | | | | |

【問合せ先】

危機管理担当 杉山 TEL. 36-7320

12 令和7年度 家具等転倒防止事業について

東日本大震災や能登半島地震を始め、近年の地震では建物の倒壊又は家具等の下敷きによる犠牲が数多く報告されています。

島田市では、地震への防災対策事業の一つとして、高齢者や障害者等が居住する家庭内の家具等に転倒防止金具を取付けて固定する「家具等転倒防止事業」を実施しています。

記

1 事業の対象となる世帯（詳しくは要綱を御覧ください。）

(1) 65歳以上の者のみの世帯

(2) 次のいずれかに該当する者が属する世帯

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳の交付を受けている者

ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（障害等級が1級である者に限る。）

エ 要介護認定を受けている者又は要支援認定を受けている者

オ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けている者

カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児である者

(3) 上記以外の市長が特に認めた世帯

2 事業内容

(1) 島田市が委託した建築業者が、家具等を床、柱、壁等に固定するための金具を取り付ける。

(2) 取り付ける金具は、一つの家具の転倒防止のために必要な総数を1組として、1軒3組までとする。（特殊な取付け金具は除く）

3 金 額

無料（テレビ、冷蔵庫など特殊な取付け金具は別途金具代がかかる場合があります。）

4 申込方法

(1) 家具等転倒防止事業実施申請書に必要事項を御記入の上、危機管理課、金谷地域総合課又は川根地域総合課までお申し込みください。

(2) 申込書は上記各施設に備えてあります。

(3) 書き方、諸注意は記入例を御覧ください。

5 申込期限 随時受付

（※ただし、日程調整等により施工までに時間がかかる場合があります。）

【問合せ先】 危機管理担当 杉山 TEL. 36-7320

様式第1号（第6条関係）

家具等転倒防止事業実施申請書

令和7年 6月1日

島田市長

住 所 島田市中央町1-1
申請者 氏 名 島田 太郎 ㊟
電話番号 0547-36-7320

下記の条件の下で、転倒防止金具等の取付けを受けたいので、次のとおり申請いたします。

| | | | |
|------------------|---|------|-----------|
| 1 世帯の状況 | 居住者氏名 | 年齢 | 適用の詳細 |
| | (世帯主) 島田 太郎 | 67 | |
| | 島田 花子 | 64 | 身体障害者手帳あり |
| | 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方だけの世帯は、その旨記入（手帳で本人かどうかわかるページをコピーして添付） | | |
| 2 家屋の所在地 | 島田市 中央町 1-1 | | |
| 3 家屋の所有状況 | 1 持家 2 借家（※借家の場合は5の承諾が必要です。） どちらかに○をつける | | |
| 4 固定を希望する家具等の種類等 | 1箇所目 | 2箇所目 | 3箇所目 |
| | タンス | 食器棚 | 書棚 |
| 5 家主の承諾 | 私が所有する家屋に、転倒防止金具等を取り付けることを承諾いたします。 令和7年 5月30日 家主又は管理者 住 所 島田市中央町1-1 氏 名 島田 一郎 ㊟ | | |

(取付けの条件)

申請者と家主が違う場合のみ記入

- 取り付ける金具等の単位は、1つの家具に転倒防止のために必要な金具等の総数を1組とし、世帯につき3組までとする。また、テレビ等固定の際には、専用のバンドを申請者が自費により準備すること。
- 借家を明け渡す際には、この事業で取り付けた金具等の取外しを申請者が行うこと。
- 市及び取り付け業者は、この事業実施後の苦情や紛争に対して、一切の責めを負わないこと。
- 市及び取り付け業者は、この事業で固定された家具等の転倒等による損害が生じた場合でも、一切の責めを負わないこと。

13 島田市命を守る安全空間整備費補助金について

地震発生時に命を守る安全な空間を住宅内に確保するため、耐震シェルターや防災ベッドを設置する方に、補助金を交付します。



補助額について

- 1 耐震シェルターは、本体経費 **45万円**と床下補強工事費 **5万円**をそれぞれ限度とし、**合計 50万円**を補助限度額とする。
- 2 防災ベッドは、本体経費 **50万円**を限度とする。

補助対象者について（概要）

- 1 市内に住所を有している者であること。
- 2 次に掲げる要件のいずれにも該当する住宅の所有者又は居住者であること。
 - (1) **市内に存するものであること。**
 - (2) **昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された又は工事中だった木造住宅であって、階数が 2 以下のもの**
 - (3) 設置について**所有者又は他の共有者の承諾を得ているものであること。**
- 3 この制度又はその他市の補助金の交付を受けて設置をしたことがない者であること。

申請までの準備について

業者への見積依頼 ⇒ 設置予定である部屋の写真 ⇒ 申請書

島田市命を守る安全空間整備費補助金交付申請書

令和7年4月1日

島田市長

住所 島田市 中央町1番の1
申請者 氏名 島田 太郎
電話番号 0547-36-7320



令和7年度において、防災シェルターを設置したいので、島田市命を守る安全空間整備費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 500,000 円

2 添付書類

- 事業計画書（規則様式第3号）
- 収支予算書（規則様式第4号）
- 耐震診断結果報告書の写し
- 承諾書（要綱様式第1号）
- 住宅の居住者の氏名及び生年月日の一覧（要綱様式第2号）
（居住者が65歳以上の者のみである場合又は避難行動要支援者名簿に記載されたものを含む世帯）
- 経費の見積書
- 設置場所の写真
- その他

事業計画書 ~~(変更事業計画書、事業実績書)~~

1 事業の内容

| 実施（予定）時期 | 内 容 | 備 考 |
|----------------------|-----------|-----|
| 令和7年 4月20日から4月25日 | 床補強工事 | |
| 5月1日 | 防災シェルター設置 | |

2 事業完了（予定）年月日

令和 7年 6月 30日

収支予算書 ~~(変更収支予算書、収支決算書)~~

1 収入の部

| 区分 | 予算額 | (予算額) | 比較 | | 備考 |
|------|--|-------|----|---|----|
| | (変更予算額) (決算額) | | 増 | 減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 市補助金 | 500,000 | | | | |
| 自己資金 | 68,700 | | | | |
| 計 | 568,700円 | 円 | 円 | 円 | |

2 支出の部

| 区分 | 予算額 | (予算額) | 比較 | | 備考 |
|-------------|------------------|-------|----|---|----|
| | (変更予算額) (決算額) | | 増 | 減 | |
| | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 防災ベッド | 508,200 | | | | |
| 組み立て 輸送費 | 60,500 | | | | |
| 計 | 568,700円 | 円 | 円 | 円 | |

14 島田市災害時協力井戸制度について

島田市では、大規模災害等により広域的な断水が発生した場合に備えて、個人又は事業所が所有している井戸を「災害時協力井戸」に登録し公表しておくことで、地域住民の生活用水を確保するとともに、共助を推進していきます。

1 制度の概要

災害時等において地域の方々へトイレや洗濯などに使用する「生活用水」として、井戸水を無償で提供していただける方は、所有する井戸を市に届け出ていただき、市はHPで周知する。

2 対象となる井戸（すべてに該当）

- (1) 市内に所在し、かつ、現に使用している井戸で今後も引き続き使用を予定しているもの
- (2) 災害等の断水発生時に地域住民に井戸水を生活用水として無償提供することができる
- (3) 災害等に、地域住民が安全に使用することができる場所にある
- (4) 井戸の所在地の公表に関してその所有者等の同意がある

3 申込方法

- (1) 申請書に必要事項を御記入の上、危機管理課までお申し込みください。
- (2) 申込書は、市公式ホームページ又は危機管理課にあります。
- (3) 書き方、諸注意は記入例を御覧ください。

4 登録の流れ

申請書を提出いただいた後、職員が現場を確認して基準を満たしている場合は登録証と看板を送付します。看板は外から見えやすい位置に設置してください。

5 有効期間

登録は5年間有効です。期限が近くなりましたら電話等で更新の確認をしますので続けていただける方は再び5年間有効となります。

6 申込期限 随時受付

【問合せ先】 危機管理担当 宮地 TEL. 36-7320

災害時協力井戸登録申請書

令和7年6月20日

島田市長

郵便番号 421-8501

住 所 島田市中央町1-1

申請者

氏 名 島田 太郎

電話番号 0547-36-7320

次の井戸について、島田市災害時協力井戸登録制度実施要綱第3条の規定により、登録を申請します。

なお、災害時に地域住民等が井戸水の提供を受けるために、井戸の所在地に立ち入ることに同意します。

| | |
|--------|---|
| 井戸の所在地 | 島田市中央町1-1 |
| 設置場所 | <input checked="" type="checkbox"/> 宅地内（ <input checked="" type="checkbox"/> 屋内 <input type="checkbox"/> 屋外） <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 井戸の設備 | <input type="checkbox"/> つるべ式 <input type="checkbox"/> 手押しポンプ <input checked="" type="checkbox"/> 電動ポンプ <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 登録要件確認 | <input checked="" type="checkbox"/> 現に使用しており、かつ、今後も引き続き使用する予定である。 <input checked="" type="checkbox"/> 災害等による断水の発生時に、地域住民等に井戸水を生活用水として無償で提供することができる。 <input checked="" type="checkbox"/> 災害等による断水の発生時に、地域住民等が安全に使用することができると思込まれる場所にある。 <input checked="" type="checkbox"/> 井戸の所在地の公表に関してその所有者等の同意がある。 |

(注)

- 1 設置場所、井戸の設備及び登録要件確認の欄は、該当する□にレ印を付けてください。
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) 設置場所の位置図
 - (2) 井戸の写真
 - (3) 井戸の所在地の土地を所有し、又は管理していることを確認することができる書類
 - (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

普通救命講習会



もしものとき、あなたは慌てずに対応できますか？
大切なひとを守るため、応急手当の正しい知識や技術を習得しましょう。
講習会ではAEDの操作方法、心肺蘇生法などを学びます。

★受講後に「普通救命講習Ⅰ修了証」が交付されます。

開催日程

| 回数 | 日時 | 場所 | 募集人数 |
|-------|--------------------------|--------------|-------|
| 【第1回】 | 7月 31日(木) 18:00~21:00 | 島田市役所3階 大会議室 | 25人程度 |
| 【第2回】 | 8月 18日(月) 18:00~21:00 | 島田市役所3階 大会議室 | 25人程度 |
| 【第3回】 | 11月 13日(木) 9:00~12:00 | 島田市役所3階 大会議室 | 25人程度 |

※1回で修了する講習です。希望する回へお申し込みください。

申込方法

別紙「島田市防災教室参加票」を危機管理課まで御提出ください。

提出期限

令和7年7月14日(月)

講座内容

救急車が到着するまでの10分弱に行う応急手当や、心肺蘇生法及び大出血時の止血法を中心とした講習となります。

※ 当日は実技のできる服装（スカートは不可）と靴でお越しください。
また、筆記用具を御用意願います。（申込締切後、参加者には別途通知します）

【問合せ先】危機管理担当 宮地 TEL. 36-7320

令和7年度 島田市防災教室参加票

自主防災会名()

⑧例

| 希望回 | 氏名 | 住所 | 連絡先 |
|-----|-------|-----------|--------------|
| 第1回 | 島田 太郎 | 島田市中心1番の1 | 0547-36-7320 |
| 第 回 | | | |
| 第 回 | | | |
| 第 回 | | | |
| 第 回 | | | |
| 第 回 | | | |
| 第 回 | | | |

募集締切：令和7年7月14日（月）

提出方法：FAX、メール、郵送等で危機管理課（各支所含む）まで

16 市制施行20周年記念 防災講演会の開催について

1 目的

島田市は本年度、市制施行20周年を迎えます。これに際して、昨今ますます激しくなる災害について、深く学ぶため防災講演会を開催します。

2 講演会の概要

- (1) 日 時 令和7年8月17日（日）15:00～17:00
- (2) 場 所 おおるり ホール
- (3) 演 者 福島県相馬市長 立谷 秀清（たちや ひできよ）氏
- (4) 演者プロフィール
生年月 昭和26年6月
出生地 福島県相馬市
学 歴 福島県立医科大学医学部
経 歴 昭和52年 6月 公立気仙沼総合病院 勤務
昭和54年 4月 東北大学病院 勤務
昭和55年 10月 公立相馬病院 勤務
昭和58年 4月 立谷内科医院 開設
昭和61年 12月 医療法人社団 茶畑会 理事長就任
平成 7年 4月 福島県議会議員 1期
平成14年 1月 相馬市長 就任（令和4年1月から6期目）
- (5) 題 名 大規模災害時の行政の務めと責任
- (6) 参加者の募集 各自主防災組織から3人以上の出席をお願いいたします。

3 ミニ防災フェア（同時開催）

- (1) 日 時 令和7年8月17日（日）10:00～15:00
- (2) 場 所 おおるり ホール
- (3) 内 容 起震車、VRゴーグルを使った防災体験ほか

【問合せ先】危機管理担当 宮地 TEL. 36-7320

令和7年度 防災講演会参加票

自主防災会名()

④

| 氏名 | 住所 | 連絡先 |
|-------|--------------|--------------|
| 島田 太郎 | 島田市中心中央町1番の1 | 0547-36-7320 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

募集締切：令和7年7月14日（月）

提出方法：FAX、メール、郵送等で危機管理課（各支所含む）まで